

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
平成27年度研究開発実施報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

研究開発プロジェクト

「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による

多機関連携の推進」

田村正博

(京都産業大学社会安全・警察学研究所 所長)

目次

1. 研究開発プロジェクト名	2
2. 研究開発実施の要約	2
2 - 1. 研究開発目標	2
2 - 2. 実施項目・内容	2
2 - 3. 主な結果	2
3. 研究開発実施の具体的内容	3
3 - 1. 研究開発目標	3
3 - 2. 実施方法・実施内容	3
3 - 3. 研究開発結果・成果	6
3 - 4. 会議等の活動	9
4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況	10
5. 研究開発実施体制	10
6. 研究開発実施者	11
7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など	12
7 - 1. ワークショップ等	12
7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など	12
7 - 3. 論文発表	12
7 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）	13
7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等	13
7 - 6. 特許出願	13

1. 研究開発プロジェクト名

親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進

2. 研究開発実施の要約

2 - 1. 研究開発目標

家庭や学校内の犯罪的事象に対して、警察がどのような場合に、どのような要素を考慮して、刑事事件としての介入を行うのかを解明する。関係機関の側が持つ、警察の介入に対する知識や問題点の認識、あるいは期待を、警察の介入判断基準と照らし合わせ、関係機関側が警察の介入の内容や意図を理解・予測できるツールを開発し、警察を含めた多機関連携が円滑に進むことを目指す。規範的検討を合わせて行い、市民が警察の介入の在り方に関して幅広く論議するための素材を提供する。

2 - 2. 実施項目・内容

警察を対象とする予備的調査（警察捜査に関する文献調査を含む。）

関係機関側の認識及び経験についての調査

先進事例調査

規範的な研究（国内研究者からの見解の聴取）

2 - 3. 主な結果

次年度以降に行う警察対象本調査（警察幹部対象意識調査）に向けた準備として、一つの県警察（都道又は府の警察を含めて「県」警察と呼称する。）を対象に、親密圏内事案における警察の介入について、インタビュー調査及びシナリオ調査を行った。インタビュー調査は、警察の判断過程と判断要素及び行動の選択に関して、それまでの経験と見解を警部・警部補級の警察官等に問うものである。シナリオ調査は、想定事例について、どのような行動・対処をするのか、また判断においてどのような要素を重視するのかを問うものである。本調査実施に必要な予備的知識を得るとともに、より適切なシナリオ調査を実施するための知見が得られた。このほか、文献調査で、警察庁の策定した資料及び警察捜査に関する幹部警察官の知見を集約した資料を収集した。

警察以外の関係機関については、複数の児童相談所及び学校の協力を得て、これまでの警察との関係等を聴取し、その一部は上記予備的調査のシナリオの策定に反映させた。関係機関側の実態（警察との関係の実態を含む。）は、組織ごとに差異が大きいことがうかがえた。

先進事例調査として、高松高等検察庁が主導する検察・警察・児童相談所等の連携状況を調査した。わが国でこれまで例のない取組みであって画期的なものと思われるが、警察を含む関係機関の対応にどのような変化が生じているのかなど引き続き調査することが必要であり、そのための調査協力関係の設定等を行った。

警察の介入の在り方に関して、こども法研究者及び元児童相談所長でもある児童福祉研究者を招き、実務家も含めた論議を行って、研究を始めた。

3. 研究開発実施の具体的内容

3 - 1. 研究開発目標

親密圏内における犯罪的事象（家庭内や学校内の暴力的事案）については、警察を含めた多機関の連携が必要であるとされている。一方、警察以外の関係機関（児童相談所や学校など。民間団体を含む。以下「他機関」という。）にとっては、警察の介入、特に刑事的介入（警察が当該行為を刑事事件として位置づけ、刑事訴訟法又は少年法に基づいて、犯罪捜査又は14歳未満の少年の場合における触法調査権限を行使すること）は、一般の行政作用と大きく異なること、警察が独自に判断を行うものであり、見通しなどの情報の提供も得られないことから、理解・予測が困難である。このため、他機関として、警察への情報提供にはためらいが生じがちであるし、逆に情報を提供しても期待した対応が得られない場合もあることで、円滑な連携が困難になっていることが想定される。この問題は、単に連携の必要性を説くだけでは解決できない。

本プロジェクトにおいては、親密圏内における犯罪的事象に対する警察の介入、特に刑事的介入が、どのようなものであり、どのような場合にどのような要素を考慮して判断がなされるかを解明し、他機関側の警察の介入に対する知識、問題点の認識や期待と照らし合わせた上で、他機関側が内容や意図を理解できるようにし、ある程度予測できるようにするものを開発し、関係機関等に提供する。これによって、関係機関の理解が促進され（認識違いの解消を含む。）、関係機関にとってのリスクを小さなものとし、情報交換の促進と連携の円滑化が図られる。

警察の刑事的介入の後に良くない結果が生ずるという認識が他機関の側に存在する。関係機関が連携を図って良い結果が得られている例が知られていないところに問題がある。このため、刑事的介入後の他機関と警察との連携に関して、グッドプラクティスを取りまとめ、他機関に提供する。

警察の介入の在り方に関して、規範的な研究も重要であると考えている。今日の社会的な風潮として、重大な結果が生じた場合を念頭に、介入の強化を当然視する傾向がある。これまでの研究は、重大な結果に至った個別事例を対象とした言説のレベルのものや、介入強化を一方向的に求める主張レベルのもの（日本の法制と全く異なる国での運用の紹介を含む。）があるのにとどまり、刑事法における警察の介入についての伝統的な理解も踏まえた上での整合性のあるものはほとんどない。市民を含めた共通理解を形成するための論議の素材を提供することが必要である。

関係機関の考えや実状の調査と合わせて規範的な研究を行い、利害得失や法学的な見方、外国例などを広く紹介し、市民が親密圏内における犯罪的事象に対する警察の介入の在り方に関して幅広く論議するための素材を提供し、理解と社会的合意形成の進展に寄与する。

3 - 2. 実施方法・実施内容

(1) 関係機関（他機関）が警察の刑事的介入を理解できるものの開発

本研究においては、親密圏内における犯罪的事象に対する警察の介入、特に刑事的介入について、他機関側が警察の判断を理解でき、ある程度予測できるようになるツールを開発し、他機関に提供することで、他機関側が警察との連携をし易くなる状態を実現

することを目指している。

警察の介入、取り分け刑事的介入について、他機関に分かるように言語化された警察側の資料はほとんど存在していない。また、他機関側の警察に対する問題意識に関する調査も限定的なものしかなく、相互の実情を踏まえたものとなっていない。加えて、警察組織の管理者を対象とする調査では、批判される可能性のある事態を含む場合、表面的な回答（組織として望ましいと思われる内容の回答）が得られるだけで、実態を知ることができない結果になる可能性が高いという問題がある。

このため、本研究では、①警察の介入判断、特に刑事的介入判断を行う幹部警察官がどのように考えているのかを幹部警察官対象意識調査（警察介入判断実態調査）によって資料を収集し、それを分析して警察という組織がどのような考慮要素を基に、どのような判断をしているのかを社会的に明らかにしていく、②他機関側の責任者等から聴取して、警察の介入に対する他機関側の認識と問題事例あるいは警察の介入に対して疑問をもっている事柄（どのようなことが理解困難なのか等）を明らかにする（他機関認識・意識調査）、③前記②で得られた他機関側の意見や問題意識、事例について、県警察側としてどのように考えるかを警察組織管理者から聴取する（警察対象二次調査）、という3つの基本的な段階を経て、他機関側向け資料の開発に当たる。

これに加えて、④他機関の側の予測を助ける予測モデルの研究開発を感性工学に基づいて行っていく。また、他機関側が警察の判断をより理解できる資料とする観点から、⑤他機関と警察との認識の違いがどこにあり、どのようにして改善が可能なのかを、双方の実情を最も知ることのできる立場にあった人事交流経験者（他機関職員で警察に在籍したことがある者及び警察官で他機関に在籍したことがある者）から聴取することを通じて明らかにする（人事交流経験者対象調査）、⑥特定の地域における犯罪的な事象についての児童相談所・学校の対応や警察との相互連絡状況の全体像を把握する（児童相談所・学校深掘り調査）、という調査を可能な範囲で行い、その結果を他機関向け資料に反映させることとしている。

本年度は、警察関係について、前記のとおり予備的調査を行って調査の前提となる知識を得るとともに、次年度に行う幹部警察官意識調査について、調査先である警察大学校当局の理解を得るとともに、調査手法を確定させた。他機関関係については、複数の児童相談所及び学校で調査を行ったほか、いくつかの組織と次年度に行う調査に協力を得るための連絡態勢を構築した。人事交流者対象調査についても、1か所（2組織）からの基本的な了解を得た。

次年度は、①幹部警察官対象意識調査（警察介入判断実態調査）、②他機関側の認識・経験調査、⑤人事交流者対象調査、を主に行うことを予定している。そのほか、⑥児童相談所・学校深掘り調査についても、関係機関との協議設定に取り組み、できるだけ行うことができるようにしたい。

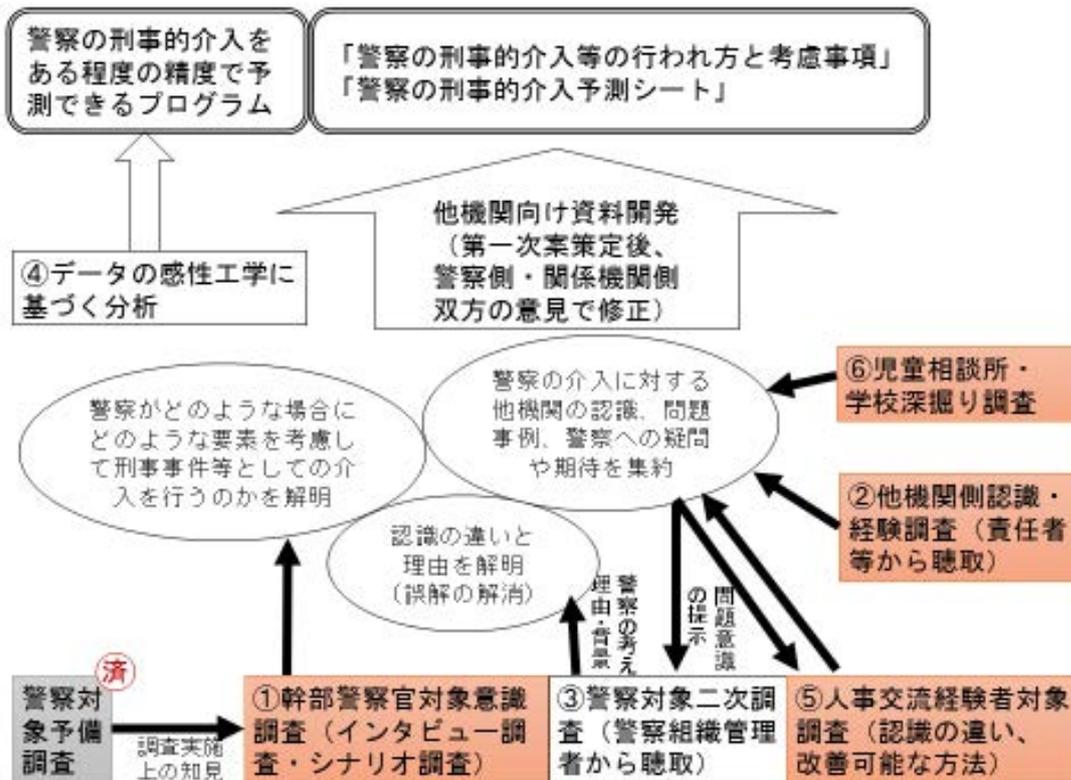
調査の具体的な実施方法として、①については、警察組織の規範的な見解の影響をできるだけ受けないようにする見地から、警察大学校に入校している幹部警察官を対象にしたインタビュー調査及びシナリオ調査を行う。②及び⑤については、当該機関に赴いて、②の場合は責任者又は現場の主たる対応者、⑤の場合は当該職員から聴取することによって行う。

*②に関して、幹部警察官を対象とする調査と同じシナリオを用いて、他機関の職員の意識を調査し、警察官の意識との違いを定量的に明らかにすることも、補助的に行

いたいと考えている。

なお、③と④は平成29年度に行う予定であり、28年度はそのための準備に当たることを予定している。

<個々の調査と開発の関係>



(2) 関係機関がより良い対応をするためのグッドプラクティスの取りまとめ

警察の刑事的介入に関して、その後の展開については他機関の側が関与することができず、良くない事態が生ずるといふ危惧を有する他機関関係者が多い。その一方で、警察と緊密な連携関係を築き、警察に丸投げすることなく、警察の刑事的介入を契機として子どもの立ち直りを含めた事態の解決に積極的に取り組んでいる関係者も存在している（一例として、瀬田川聡『ためらわない警察連携が生徒を守る』（月刊生徒指導2015年5月増刊、学事出版社）参照。）。刑事的介入後における連携（他機関側の行動がどのような意味を持ち得るのか）の可能性が十分に知られていないことが、警察の刑事的介入に対する危惧や否定的評価につながっている。関係機関がより良い対応をしていくためには、良い参考例が広く知られる必要がある。

本調査においては、⑦先進事例調査として、警察を含んだ多機関連携で優れた実績を積み重ねている地域で、組織の責任者及び特に経験が豊富で優れた専門家である職員から、警察の刑事的介入後の取組みとして良い効果のあった事例と留意点等を聴取し、警察の刑事的介入後の「グッドプラクティス」として取りまとめる。

27年度には候補先となる地域と専門家を概ね選定したところであり、次年度以降に聞

き取り調査を行う予定である。

先進事例調査の一つとして、高松高等検察庁が主導する児童虐待事案の刑事処分決定におけるカンファレンス及び継続的な指導方式について、早急に概要を把握する必要があると判断して、27年度に第一次的な調査を行った。次年度にも、警察及び児童相談所からの聞き取りを含めて、調査を行うことを予定している。この方式に関しては、後述する規範的な見地からも重要な調査対象となると考えている。

(3) 市民を含めた共通理解を形成するための素材の取りまとめ

学校内事案への警察の刑事的介入に対して学校が「責任放棄」として抗議あるいは非難され、逆に介入がなされずに死亡等の重大な結果が生じた場合には関係機関が「怠慢、連携不足」として厳しい非難にさらされる、という現象が広くみられる。また、「専門家」と言われる人たちの中でも、異なった結果が生ずる場合を考慮しないで無責任な言説を展開し、外国例を含めて自らの主張に有利なものだけを参照・引用する例も多く存在する。

関係機関が誠実に任務を遂行しようとしても両側から厳しい非難にさらされるという状態は、安定的な行政運営にとって好ましいことではない。親密圏内事案への対応の在り方に関して、市民を含めた共通理解の形成に努めることが必要である。

このため、本調査では、関係機関の考えや実状を踏まえ、外国例についても偏ることなく調査した上で、刑事法における警察の介入についての伝統的な理解も踏まえた上での規範的な研究を行って、結果論や一面的な主張ではない利害得失や法学的な見方を示すものを含めて、親密圏内の警察の介入の在り方についての共通理解を形成するための素材のとりまとめを行う。

関係機関の考えや実情については、①から⑦までの調査の過程で、収集された情報を基に、分析検討を加えてとりまとめる。

規範的な研究自体は本研究参加者によって行われるが、関連する研究分野の国内研究者を招き、実務家の参加も得た研究会を開催する。合わせて、外国制度の研究のために、文献調査のほか、一部の国について、外国人研究者も招いた研究会の開催も行っていくことで理解を深める。

本年度は、子ども法研究者及び児童福祉の専門家を招いた研究会を、実務家の参加を得て行ったほか、英国の多機関連携に関する資料の抄訳作業、フランスにおける親密圏内事案への警察の対応をめぐる状況の分析等を始めている。

次年度は、警察法の研究者、児童支援弁護士などの専門家を招くとともに、英国及びフランスに関する資料の蓄積、高松高検方式に関する刑事法的研究などを含め、幅広い研究を行うとともに、実務家との意見交換を含めて、幅広い研究を進める。

3 - 3. 研究開発結果・成果

(1) 警察対象予備調査の結果

A県警察(本報告書においては、匿名性を担保するため、都道又は府の警察を含めて「県」警察と呼称する。)を対象に、親密圏内事案における警察の介入について、インタビュー調査及びシナリオ調査を行った。インタビュー調査は、親密圏内事案及びその他の事案における警察の判断過程と判断要素及び行動の選択に関して、それまでの経験と見解(シナリオ調査の想定事例に対する見解を含む。)を問うものである。シナリオ調査は、

9つの想定事例（児童相談所取扱い中の身体虐待事案、泣き声通報事案、中学校におけるいじめ事案など）について、どのような行動・対処をするのか、また判断においてどのような要素を重視するのかを問うものである。インタビュー調査は、事件対応等において実質的な判断の中心となる警部又は警部補の階級にある警察官6人と同ランクの少年補導職員1人の計7人を対象として行った。シナリオ調査は、無作為で選出した警察官200人を対象として行い、189人から回答を得た。

いずれの調査も、次年度に行う警察対象本調査（警察幹部対象意識調査）に向けて、調査者として警察の捜査等の内容と判断過程についての大まかな理解を持つことと、より適切な調査手法を実施できるようにする（適切なシナリオ調査の手法を開発することのほか、調査者が警察官を対象としたインタビュー調査に習熟することを含む。）ことを目的として行った。本調査実施に必要な予備的知識を得るとともに、より適切なシナリオ調査を実施するための知見（行動・対処の記述の方法等）が得られた。

シナリオ調査は、9つの想定事例（200字から350字程度で記述）について、3つないし6つの行動・対処を挙げ、それぞれについて「全くそう思わない」から「非常にそう思う」までの6段階での選択回答を求めるとともに、その判断をする上で重要と感じた部分3か所に下線を引くことを求めるという形式で行った。

行動・対処の記述について、これまでに聞き取った典型的な警察官の思考の流れに沿ったものとする（シナリオに対する評価と行動を一体としたものとする）方式と、一義的に意味づけられるようなものとする（評価と行動についてそれぞれ別なものとする）方式の2種類を用いたが、前者の方式では同一の間に積極評価と消極評価の双方にピークが分散する結果が一部で生じた。その理由として評価には同意しないが、行動には同意するという場合の回答が難しいことが個別聴取した警察官から得られたところから、この種の方式は本調査では用いないこととした。

判断要素として重視されることを特定する手段として、3か所に下線を引くことを求める方式は、概ね収れんする回答が得られており、有効なものであると認められた。この調査により、警察官の評価、行動に影響を与える独立変数がある程度特定することができたと考えられることから、本調査ではその独立変数を操作してバージョンを作成することとした。

予備調査では、警察官に全ての第一線業務を行い、すべての判断、対処を行う権限もっている（万能な警察官である）という想定で自分自身の判断、対処を選択するように求めたが、「一般の警察官の標準的な評価、行動」を尋ねる質問を加え、調査対象者の回答の客観化を行うことが必要であると思われたので、本調査ではそのようにすることとした。

警察捜査に関する文献調査では、警察庁の策定した資料及び警察捜査に関する幹部警察官の知見を集約した資料を収集した。親密圏内事案における警察の対応方針に係る文献のほか、警察がどのような事件に重点を置いて捜査を行うのか（捜査力の配分と捜査方針を決める基となる事件の価値判断の基準は何か）に関する記述を含むものと、犯罪の種類別の捜査幹部の留意事項を列挙した非公表文献で古書として入手したものを含んでいる。

警察の事件判断に関して体系的な記述のあるおそらく唯一のものが、警察大学校特別捜査幹部研修所の編による『新版捜査学』（平成4年）である。この中では、限られた警察力でいかにして国民の期待に応えるのかという観点から、重点を置くべき事件として、

国民の期待と要望に沿った捜査対象（反社会性が強い事件、社会の公正を害する事件、組織的背景・計画性がある事件、空き巣等の生活に密着した事件、国際化を反映する事件）、背景・背後に着目して捜査すべき事件（原因不明の行方不明事件、年少者を対象とするわいせつ・つきまとい事犯、身体犯に移行する危険性が高い犯罪、組織的犯罪あるいは組織が背景に絡んでいる犯罪）及び捜査管理上重点を置くべき事件（常習犯・連続犯、起訴相当事件、一罰百戒の効果がある事件、二次犯罪の発生が懸念される事件、他の重要犯罪の端緒となる事件）が挙げられている。

(2) その他の調査の結果

警察以外の関係機関については、複数の児童相談所及び学校の協力を得て、これまでの警察との関係等を聴取し、その一部は上記予備的調査のシナリオの策定に反映させた。関係機関側の実態（警察との関係の実態を含む。）は、組織ごとに差異が大きいことがうかがえたところであり、今後より多くの組織から聴取していく必要性が高いものと判断された。

先進事例調査として、高松高等検察庁が主導する検察・警察・児童相談所等の連携状況の概略を聞いた。検察庁という刑事訴追決定機関が、関係機関の見解を聞くカンファレンスを行って刑事上の処分の判断をすると同時にその場で見通しを示す、刑事上の処分権限を行使せず（留保状態として）、それを背景に児童相談所の指導等の実効化を図る、起訴後も保護観察付執行猶予の積極的運用を図るなど、わが国ではこれまで例のない取り組みである。画期的なものと思われるが、児童虐待への対応に実際にどのような変化が生じているのか（児童相談所の支援にどれだけプラスとなっているのか、警察の捜査判断などにその影響がどこまで及ぶのかを含む。）、関係者側の評価がどのようなものであるのか、どこまで一般化できるか、など引き続き調査することが必要であり、そのための調査協力関係の設定等を行った。

警察の介入の在り方に関して、こども法研究者及び元児童相談所長でもある児童福祉研究者を招き、実務家も含めた論議を行って、研究を始めた。外国の例に関しては、英国の多機関連携に関する資料の抄訳作業、フランスにおける親密圏内事案への警察の対応をめぐる状況の分析等を始めている。

(3) その他の調査の結果等

本年度は、今後の研究のための警察を含めた機関との協力関係の設定、次年度以降に行う調査のための有効な調査手法の開発を主に行っており、具体的な研究開発成果を明らかにできる段階にないが、以下にいくつかの特記事項的な事柄につき記載する。

警察調査における協力先の開拓に関しては、京都府警察本部をはじめとする複数の警察本部に本調査の趣旨と内容を説明し、組織の最上位者を含めた了解を得た。警察大学校との間では、調査を受け入れることについての具体的な合意を得ており、次年度の早期に警察大学校警部任用科入校生を対象にインタビュー調査を開始する。警察の刑事的介入を対象とした社会学的調査は、我が国ではこれまでほとんど行われておらず、警察大学校の協力が得られたことは画期的なことである。

警察の捜査に関する文献調査では、特徴的なこととして、親密圏内の犯罪的事象の多くを占める傷害事件又は暴行事件に関して、親密圏外の一般的な場合には、捜査対象として重視されておらず、暴力団によるものを除き、捜査指揮の方針として示されたもの

がまったくなかった（捜査幹部の必携的な資料にも暴行・傷害事件に関する記述はなかった。）。このため、一般の場合をまず明らかにして、親密圏内をそれと対比させるといふ調査方式をとることは、困難であると思われる。

その一方で、近年、児童虐待事案やいじめ事案に関して、法律の制定等がなされ、あるいは警察庁を含めた関係省庁からの指導的な通達ないし連絡文書が繰り返し発出されているため、過去とはかなり異なった状態に至っていることがうかがえる。関係者からの聴取に当たっては、問題事例等が今のことであるのか、過去のことであるのかを明確にする必要性が高いものと思われる。

他機関については、京都市と横浜市の児童相談所、京都市の複数の学校等の協力を得て調査を行ったが、他の調査結果を踏まえると、各地の組織間の差異が大きいことが推測され、より多くの組織の協力を得て調査を行う必要性が高いものと思われる。多くの組織の協力を得ることは、将来の実装に向けても必要であると認識している。

なお、本年度の調査では、子どもにかかわる児童虐待や学校内の事案を中心に上げたとこであるが、そのほかに、児童虐待との比較可能性も視野に入れて地域包括支援センターから高齢者虐待や高齢者支援のための連携状況などを聴取した。限られた調査体制でどこまでを調査対象とするか別途検討したい。

3 - 4. 会議等の活動

年月日	名称	場所	概要
27.11.19	第1回研究会	京都産業大学 社会安全・警察学研究所 (以下「研究所」と記載)	プロジェクト採択を受けて、研究の趣旨の確認、今後の打ち合わせ、予備的調査に向けた具体的検討
27.12.17	第2回研究会	研究所	警察捜査の手順の概要につき、研究所外参加者である若林隆生氏より説明を受けて質疑
28.2.13	警察捜査の話 を聞く研究会	研究所	A県警察経験者から親密圏内事案等における警察捜査の実情を聞き、質疑
28.2.16	第4回研究会	研究所	横田光平同志社大学教授を招き、「子ども法と警察」（児童虐待、少年非行、いじめについて、「子ども法」の観点から警察の介入がどうあるべきか）について報告を受けるとともに、実務家及びPJメンバーにより討議
28.3.29	第5回研究会	研究所	外部協力アドバイザーである津崎哲郎氏を招き、「児童虐待問題の課題点～警察・司法との関係を中心に～」の報告を受けて、討議

28.3.30	第6回研究会	研究所	研究所の吉田研究員及び浦中准教授から警察対象予備的調査の報告を受けるとともに、代表から本年度の総括と来年度に向けた計画案の説明を行い、討議
---------	--------	-----	---

4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

本研究の中心は、3-2 (1) に記載した「関係機関（他機関）が警察の刑事的介入を理解できるものの開発」である。警察の行動を他機関が理解し、ある程度予測できるものとなることを目指しており、他機関及び警察と他機関とのインターフェース的な立場にある方々にとって有益なものとなるはずのものである。

京都市の児童相談所、京都市教育委員会等の調査に協力をいただく組織に対しては、本研究の説明をする中で、研究の結果が当該組織のためになることを想定していることを説明している。これから関西、関東両地域を中心に、「他機関側認識・経験調査」に協力をしてもらえる組織を拡大することが、研究開発成果を活用してもらえる組織を増やすことに直結すると考えている。なお、横浜市の児童相談所との間では、研究開発実施者である2人の児童相談所長が本年度末に退職するものの、引き続き協力関係が維持される見通しであり、本プロジェクトの展開の一翼を担ってもらおうと考えている。

もう一つの実装の方法は、警察と他機関とのインターフェース的な立場にある方々（関係機関在籍警察経験者、警察のスクールサポーター、他機関からの警察への出向者等）に本調査結果を活用してもらおうことである。警察庁には、本調査について説明をし、理解を得ており、既に様々な面で協力をいただいているので、そういった立場の方々を広く紹介してもらえるものと考えている。

3-2 (2) 記載の「関係機関がより良い対応をするためのグッドプラクティスの取りまとめ」については、有用性が高い資料として、警察庁及び関係省庁に紹介してもらおうほか、前記の「他機関側認識・経験調査」機関及びインターフェース的な立場にある方々にも広めていく。

3-2 (3) 記載の「市民を含めた共通理解を形成するための素材の取りまとめ」については、研究成果をまとめる過程で、関係省庁等との対話を進めるとともに、関係省庁側の発信力の強化につながるものとして、警察大学校警察政策研究センターとの共催でのシンポジウム等を企画したい。

5. 研究開発実施体制

本研究開発は、グループに区分することなく、すべての実施項目を、田村正博（京都産業大学社会安全・警察学研究所長）をリーダーとする体制で行う。

6. 研究開発実施者

	氏名	フリガナ	所属	役職 (身分)	担当する 研究開発実施項目
○	田村 正博	タムラマ サヒロ	京都産業大学社会安全・警察学研究所(法学部)	所長 (教授)	統括、警察機関の協力確保、研究全般
	吉田 如子 (注)	ヨシダ ナオコ	明治大学法と社会科学研究所	客員研究員	社会学的調査
	増井 敦	マスイ アツシ	京都産業大学社会安全・警察学研究所(法学部)	所員(准教授)	刑事法的研究責任者
	浦中千佳央	ウラナカ チカオ	同研究所(同)	所員(准教授)	警察対象社会学的調査責任者
	新 恵里	アタラシ エリ	同研究所(同)	所員(准教授)	関係機関等対象社会学的調査責任者
	須賀 博志	スガ ヒ ロシ	同研究所(同)	所員(教授)	調査、進捗・予算執行管理
	岡本 昌子	オカモト アキコ	同研究所(大学院法務研究科)	所員(教授)	刑事法的研究、調査
	成田 秀樹	ナリタ ヒデキ	同研究所(法学部)	所員(教授)	刑事法的研究、調査
	中村 邦義	ナカムラ クニヨシ	同研究所(同)	所員(准教授)	刑事法的調査、研究
	久保 秀雄	クボ ヒ デオ	同研究所(同)	所員(准教授)	社会学的調査
	山口 亮子	ヤマグチ リョウコ	同研究所(同)	所員(教授)	家族法的研究、調査
	平阪 美穂	ヒラサカ ミホ	同研究所(聖母女学院短期大学生活科学科)	客員研究員(専任講師)	教育学的研究、調査
	荻野 晃大	オギノ アキヒロ	京都産業大学コンピュータ理工学部	准教授	感性情報学に基づく予測モデリング
	若林 隆生	ワカバヤ シ タカ オ	無(元滋賀県警察本部)	(元生活安全部長)	警察機関調査研究助言
	大橋 忠司	オオハシ タダシ	同志社大学免許資格課程センタ	教授(元生徒指)	学校教育機関調査研究助言

			一（元京都市教育委員会）	導課長）	
	清水 孝教	シミズ タカノリ	横浜市	北部児童相談 所長	児童相談所調査研究助言
	岡 聡志	オカ サ トシ	横浜市)	南部児童相談 所長	児童相談所調査研究助言

7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

7 - 1. ワークショップ等

下記のとおり警察、教育及び児童福祉関係機関の実務家の参加を得て、研究会を開催し、研究者の報告を基に議論を行った。

年月日	名称	場所	参加人数	概要
平成28年2月16日	第4回研究会	社会安全・警察学研究所	24名（うち実務家9名）	横田光平氏（同志社大学教授）の報告「子ども法と警察——児童虐待・少年非行・いじめ——」を基に、警察介入の法的在り方、警察と教育関係、福祉部門と連携、児童相談所の役割などについて、議論をした。

7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

(1) 書籍、DVD

・なし

(2) ウェブサイト構築

・なし

(3) 学会（7-4.参照）以外のシンポジウム等への招聘講演実施等

・なし

7 - 3. 論文発表

(1) 査読付き (0件)

●国内誌 (0件)

●国際誌 (0件)

(2) 査読なし (0件)

7 - 4. 口頭発表 (国際学会発表及び主要な国内学会発表)

(1) 招待講演 (国内会議0件、国際会議0件)

(2) 口頭発表 (国内会議0件、国際会議0件)

(3) ポスター発表 (国内会議0件、国際会議0件)

7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等

(1) 新聞報道・投稿 (0件)

(2) 受賞 (0件)

(3) その他 (0件)

7 - 6. 特許出願

国内出願 (0件)